

PrintDoors2021 第 57 回新春機材展

ご来場について 事前登録のお願い

株式会社光文堂では、会場内に瞬間最大収容人数として、会場面積 1㎡あたり 1名という規定を策定しております。会場面積 6750㎡にて開催させていただくにあたり、瞬間最大収容人数を 6750名以下で予定しておりましたが、収容人数の 50% (3375名) で入場規制を行わせて頂きます。来場予定のご登録をお願い致します。

ご返信は▲FAX：052-331-4691▲ または、メール：kizaiten@kobundo.co.jp

ご来場予定をお知らせください。当日は受付にてお名刺を 1枚お渡しく下さい。

来場予定 2021年3月10日(水) 午前 • 午後

来場予定 2021年3月11日(木) 午前 • 午後

会社名：_____

住所：_____ 電話：_____

来場者名：_____

同行者名：_____ 同行者名：_____

※同行者が 4名以上であれば、事前登録書をコピーしてご登録ください。

株式会社光文堂 主催展示会における新型コロナウイルス感染症対策のための取り組みについて

株式会社光文堂は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、専門家会議新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡、愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針及び市が主催する催物（イベント等）に係るガイドライン等並びに当地域の感染状況等を踏まえ、名古屋市国際展示場について、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じたうえで、開催する。

新型コロナウイルス感染症対策

●来場者管理

発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、息苦しさ、味覚、臭覚異常などの自覚症状のある方、政府が指定する期間に海外渡航歴がある方など入場制限

●出展者、来場者、主催者、協力会社のマスク着用厳守

●会場入口での非接触体温計などによる全自動体温測定

●会場入口での消毒液設置並びに共用部の巡回清掃、巡回消毒

●展示会受付での感染防止策（ソーシャルディスタンス、飛沫防止シート設置）

●会場レイアウト（通路幅などの確保）3m以上

●セミナー会場など間隔の確保、消毒を実施

●商談コーナー等の対面会話が行われる箇所は飛沫感染防止措置を行う。

名古屋市国際展示場における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

1. 主催者が順守する事項

- ア. 感染者が出た時の追跡調査のため、来場者（観客・出展者・設営スタッフ等含む。以下同じ。）など場内に入る人の連絡先を把握する。
- イ. 来場者に対して、国から提供されている新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールするよう促す。
- ウ. 来場者の検温を行い、37.5 度以上の発熱がある場合は入場しないように要請する。
- エ. 来場・入場を控えてもらった場合の対応する。
- オ. 以下に該当するスタッフは従事させない。
- A) 37.5 度以上の発熱がある人
 - B) 咳・咽頭痛等の症状が認められる人
 - C) 過去 1 4 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
 - D) 過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去 2 週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある人
 - E) その他、感染の疑いの不安がある人
- カ. スタッフの手洗い・消毒、マスク着用等による咳エチケット、身体的距離の確保等「新しい生活様式」に基づく行動を徹底するとともに休憩や食事の分散を図る。
- キ. 厚生労働省の示す方法に従い、定期的に窓の開放による換気又は機械換気を行う。※運用方法については、施設管理者と調整を行うこと。
- ク. 以下の事項に取り組み密集の発生が想定されないようにする。
- A) 参加人数は、国が示す「催物開催に係る段階的緩和」に従う。
 - B) 出入口で人数をカウントする、座席指定制とする等参加人数の管理を行う。
- ケ. 以下の事項に取り組み密接の発生が想定されないようにする。
- A) 大声での発声、歌唱、声援など感染リスクが高い行為が伴うイベントを行わない。
 - B) 携帯用拡声器等を活用し、大声での誘導、アナウンスを行わない。
 - C) 商談コーナー等の対面会話が行われる箇所は 2 m 以上距離をとるか、アクリルボード設置等の飛沫感染防止措置を行う。
 - D) 飲食スペースを設ける場合は、座席の間隔を空け（1 m、できれば 2 m）、真正面での飲食とならないように椅子等を配置する。
- コ. 会場出入口及び施設内に消毒設備を設置する。
- サ. 会場内で人の手の触れる箇所を定期的かつ終了後に消毒する。
- シ. 感染者による施設の利用が明らかになった場合は、速やかに保健センター、施設管理者等に連絡をとり感染追跡調査等の実施に協力する。
- ス. 当ガイドラインに定めるほかは、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行う。
- セ. 全国的又は大規模なイベントを開催する場合は、愛知県にイベント開催要件等について事前相談をする。
- ソ. 「2. 来場者の順守する事項」について来場者に周知する。

2. 来場者の順守する事項

- ア. 主催者が順守する事項「ア」及び「イ」に協力する。
- イ. 以下に該当する場合は来場しない。
- A) 37.5 度以上の発熱がある人
 - B) 咳・咽頭痛等の症状が認められる人
 - C) 過去 1 4 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある人
 - D) 過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした人及び過去 2 週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある人
 - E) その他、感染の疑いの不安がある人
- ウ. 手洗い・消毒、マスク着用等による咳エチケット、身体的距離の確保等「新しい生活様式」に基づく行動を徹底する。
- エ. 大声での会話等、感染リスクの高い行為を行わない。
- オ. イベント前後や休憩時間においても三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控える。
- カ. 感染が明らかになった場合は、保健センター等の感染追跡調査等の実施に協力する。また、濃厚接触者となった場合も同様とする。